

令和6年度

埼玉県立北本高等学校

いじめ防止基本方針

目次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取り組み	1
第2 いじめ早期発見への取り組み	1
第3 いじめの早期解決への取り組み	2
第4 いじめ問題に向けての校内組織	2
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	2
第6 インターネットを通じておこなわれるいじめへの対策	3
第7 年間行事予定	3

はじめに

北本高等学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第13条に基づき、生徒が安心して学校生活をおくることができる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの未然防止のための取り組み

本校は、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識のもと、企画委員会や生徒指導部、保健環境部等の各分掌の他、各教科活動も含め全教育活動を通して以下の取り組みを計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。またPTAの活動や生徒の自助共助の取り組みを積極的に支援し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育成することはいじめの防止を図る。

- (1) 生徒指導部生徒会係では、生徒会活動などを通じての生徒の自主的ないじめ防止活動を支援していく。また行事づくりを通じて良好な人間関係づくりに努める。
- (2) 渉外部では「親の学習」の推進を通して、いじめ防止等のための保護者の役割についての啓発をはかる。
- (3) 各学年ともLHRなどを通じて人権教育を推進する。

第2 いじめ早期発見への取り組み

本校では生徒が安心して学校生活を送ることができ、基本的な生活習慣を身につけ、正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校作りをめざし以下の取り組みを実践していく。

- (1) いじめ防止委員会は「いじめアンケート調査（生徒対象）」を年3回（7月、12月、3月）実施する。
- (2) いじめ防止委員会は「学校生活アンケート調査（保護者対象）」を年3回（7月、12月、3月）実施する。

第3 いじめの早期解決への取り組み

本校では、生徒が安心して学校生活をおくることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをめざし、以下の取り組みを実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取り組みについての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止にいかす。
- (2) 本校職員が、いじめに係わる相談等において他校の生徒に係わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (3) いじめ防止委員会はいじめ防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (4) 本校では、「いじめ防止対策推進法」23条の2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、本校ではいじめ防止委員会を設置する。

この委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、生徒会係、学年主任、養護教諭とする。また個々の事案により学級担任および部活動顧問等も参加するものとする。

【開催】学期ごとに年3回とする。またいじめ事案が発生した時は、緊急に開催するものとする。

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

「重大事態」とは「いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。またいじめにより本校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」をいう。

本校では重大事態が生じた時には、速やかに調査し、調査で得た情報は、当該生徒およびその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ防止委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者および心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を要請する。

第6 インターネットを通じておこなわれるいじめへの対策

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底をはかる。

- (1) ロングホームルームおよび情報の授業を通してネット問題について生徒の意識向上を図る。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の啓発にも努める。

第7 年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	第 1 回いじめ防止委員会		
5 月			
6 月			
7 月	「いじめアンケート調査（生徒対象）」 「学校生活アンケート調査（保護者対象）」		
8 月			
9 月	第 2 回いじめ防止委員会		
10 月			
11 月	いじめ防止研修会（職員・保護者対象）		
12 月	「いじめアンケート調査（生徒対象）」 「学校生活アンケート調査（保護者対象）」		
1 月	第 3 回いじめ防止委員会		
2 月			
3 月	「いじめアンケート調査（生徒対象）」 「学校生活アンケート調査（保護者対象）」		